

神戸リサーチコンプレックス協議会 会員規約（案）

（目 的）

第1条 この規約は、神戸リサーチコンプレックス協議会（以下「協議会」という。）における会員の入会や退会の手続きについて必要な事項を定めることを目的とする。

（入 会）

第2条 協議会の会員になろうとするものは、所定の入会申請書兼誓約書を事務局に提出しなければならない。

2 協議会への入会は、幹事会にて承認する。

3 協議会への入会の承認を受けた会員は会費を納入しなければならない。

（会 費）

第3条 協議会の会費は年会費とし、1口あたり12万円とする。

2 申込み口数は以下のとおりとする。

（1）企業等 1口以上

（2）公的団体等 0口

3 公的団体等とは、地方自治体、国公立大学等の学校法人、国立研究機関等の公的研究機関及び公益法人等の公的性格を有する法人等で神戸リサーチコンプレックス協議会が認めるものとする。

4 新規入会の場合、当該年度の会費は、入会月を含む3月末までの年会費月割額とする。

5 申込み口数を変更する場合は、申込口数変更届を事務局に提出しなければならない。なお、変更については幹事会にて報告する。

6 申込み口数の変更は、年度途中には認められない。

（会費の納入）

第4条 会員は、事務局の会費納入依頼書に基づき、指定された期日までに当該会計年度分の会費を納入しなければならない。

2 会費の納入方法は、事務局が指定する口座への振込みとし振込み手数料は会員負担とする。

3 期日までに会費の支払いが行われず、事務局からの督促にも応じない場合、当該会員は、会員としての資格を喪失するものとする。

（会費の免除）

第5条 次のいずれかに該当する会員については、会費の免除を受けることができる。

（1）協議会に対して、会費相当以上の資源やサービスの提供を行う会員

（2）免除すべき相当な事由があると認める会員

2 会費の免除をうける会員は、別途、会費免除申請書を提出し、幹事会の承認を得なければならない。

（退 会）

第6条 協議会を退会しようとするものは、所定の退会届を事務局に提出しなければならない。

2 退会者は既に納入した会費等の返還を請求することはできない。なお、退会については幹事会にて報告する。

（雑 則）

第7条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に協議のうえ定める。

附 則

本規約は、令和2年4月1日から施行する。